

## 世界銀行の新しい環境ファイナンス

主任研究員 古屋 力

この秋、元世界銀行チーフエコノミストのスターン卿が「気候変動の経済学」を発表した。この中で同氏は「我々人類が何ら対応をしなかった場合、気候変動によるコストは広範なリスクも勘案すると世界全体の GDP 総額の 20%を上回る水準になる」と警告する一方、「いますぐにでも対応策をとるのであれば、その対応コストは GDP 総額の 1%程度にとどまる」と、経済的な合理性から地球環境問題への早期対応の必要性を唱えた。

気候変動問題の最大の要因は温室効果ガスと呼ばれる二酸化炭素等の排出であり、このガスを削減することを脱カーボンと言う。世界銀行の報告によると、脱カーボンを進めるためには、途上国の発電セクターに限っても 2050 年までに毎年 300 億ドルもの膨大な投資が必要であると言われている。途上国における最重要課題の 1 つは貧困削減であり、そのためにはインフラ開発投資は必要な要件ではあるが、一方でその開発の過程で効率的な気候変動対策が実施されなければそれが地球環境への大きな脅威となり結果的に途上国の発展の足かせになる。しかし、途上国には低カーボン経済への移行に必要な新技術導入のための資金を調達する余裕はないのはもちろんのこと、そうした枠組みも提供されていないのが実状である。低カーボン経済への効率的かつ迅速な移行は世界の環境、経済にとり極めて重要な課題であり、ファイナンス面での支援策の必要性が求められていた。

こうした状況を打開するためにこの 9 月に世界銀行は「クリーン・エネルギー・ファイナンス・ヴィークル(Clean Energy Financing Vehicle: CEFV)」という新しい環境ファイナンス・スキーム構想を発表した。CEFV は、先進諸国からの出資によるファイナンス・ヴィークルで、途上国における低カーボン経済への効率的かつ迅速な移行を推進するために低カーボン技術と通常の技術との投資コストの差をファイナンスするスキームである。仕組みは以下の通りである。

まず、先進国政府は CEFV にエクイティ出資し、CEFV はそれを原資に途上国の低カーボン・プロジェクトに対して低利ファイナンスを行う。この資金は、エネルギー効率がよく二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を少なくすむような措置を加えた発電所・工場設備建設プロジェクトや、既存設備のエネルギー効率を高め温室効果ガス排出量を少なくするためのプロジェクトに使われる。そして低カーボン・プロジェクトによって温室効果ガスが削減され、それに見合ったカーボン・クレジット(注 1)が創出される。このカーボン・クレジットは CEFV に移管されカーボンマーケット(市場)で売却され、その売却益はカーボン・ファンドとしてプールされ、それがまた新たなファイナンスの原資となる。本スキームはまだ構想段階であり詳細は今後の公表を待ちたいが、カーボン・クレジットの売却資金の再利用によって低利な融資が可能となるこの仕組みはユニークであり、早期の具体化が期待される。

2年後には日本で2008年サミットが開催される。そこでは、昨年7月に英国グレンイーグルズ・サミットで採択されたグレンイーグルズ行動計画、すなわちエネルギー需要を満たしながらクリーンで環境への悪影響のない技術を活用する低カーボン経済に向けた行動計画を総括することになっている。こうして地球環境問題への早期対応の必要性が叫ばれる中、世界銀行が呈示した新しい環境ファイナンス構想の意義は大きくその具体化に向けた進捗が注目されている。

(注1) カーボン・クレジットとは先進国間で取引可能な温室効果ガスの排出削減量証明書のこと、CDM事業によって生まれ実際に売買される。CDMはClean Development Mechanism(クリーン開発メカニズム)の略。地球温暖化を防止するため先進国は京都議定書に基づきCO<sub>2</sub>排出量上限を決め、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施しそこで生じた削減分の一部を先進国がクレジットとして得て自国の削減枠に充当できる仕組みを取り決めた。なお、このとき先進国が得られる削減相当量を「認証排出削減量(CERs)」といいこれを「カーボン・クレジット」と呼んでいる。カーボン・クレジットは京都メカニズム以外にもあり、欧州の排出権市場や米国のシカゴ気候取引所(CCE)では既に実際の取引が行われている。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2006 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町1-3-2

電話: 03-3245-6934 (代) ファックス: 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>